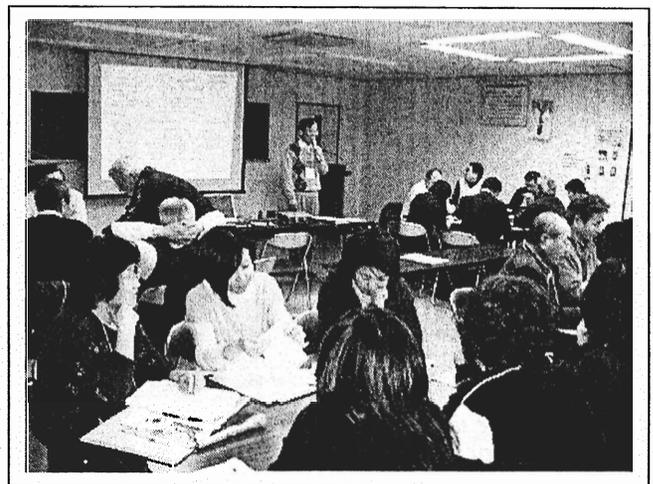


# 高取まちづくり協議会 設立総会



日 時 平成20年8月30日(土)  
午後7時から  
会 場 高取公民館 会議室(1階)

# 高取まちづくり協議会 設立総会次第

## 1 開会のことば

—市民憲章唱和—

## 2 議 事

第1号議案 高取まちづくり協議会設立趣旨書（案）について

第2号議案 高取まちづくり協議会規約（案）について

第3号議案 平成20年度高取まちづくり協議会事業計画（案）について

第4号議案 平成20年度高取まちづくり協議会予算（案）について

第5号議案 高取まちづくり協議会役員（案）について

## 3 会長のあいさつ

## 4 来賓のあいさつ

高浜市長 森 貞 述 様

県議会議員 杉 浦 孝 成 様

市議会議長 内 藤 皓 嗣 様

## 5 閉会のことば

## 第1号議案 高取まちづくり協議会設立趣旨書（案）について

### 高取まちづくり協議会設立趣旨書（案）

今日、日本社会は大きな転換期を迎えています。地方分権の進展や少子高齢社会の到来に加え、国・地方においても厳しい財政状況が続くことが予測されます。これからは、何より「地域でできることは、地域で行う」、「地域だけでできないことは、行政と協働して行う」といった考えのもと、地域の自主的・主体的な取組みが重要になってきます。

そのためには、「物の豊かさ」によって忘れかけた「人と人のつながり」、「助け合い」といった「心の豊かさ」を再生させる「新しい社会」を私たちの手で創り上げていかなければなりません。

ここ高取地区は、緑豊かな自然とコミュニティのつながりによって、住民の温かい心を育んできました。しかし、近年、少子高齢化の進展や、戸建て住宅の大規模な建設により新しい住民が急増したことで、地縁関係の希薄化が懸念されるなど地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、増加する街頭犯罪の抑止や、将来、発生が予測される東海地震・東南海地震などからの被害を最小限に食い止めるためには、地域の住民が一致団結してこれらの対策に取り組む必要があります。

そこで、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取地区の人たちが互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、心ふれあう安全・安心なまちづくりを目指し、ここに「高取まちづくり協議会」を設立します。

平成20年8月30日

高取まちづくり協議会設立準備委員会

会 長 平 山 裕 稔

## 第2号議案 高取まちづくり協議会規約（案）について

### 高取まちづくり協議会規約（案）

#### 第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、高取まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、高浜市向山町一丁目214番地4に置く。

#### 第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 協議会は、高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防犯事業
- （2） 防災事業
- （3） コミュニケーション事業
- （4） 環境美化事業
- （5） その他協議会の目的達成のために必要な事業

#### 第3章 会員

（会員の種別）

第5条 協議会の会員は、次の2種とする。

- （1） 正会員 協議会の運営に参画する個人
- （2） 協力会員 協議会の趣旨に賛同して、協議会の活動に参加し、又は支援する個人又は団体

（入会）

第6条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- （1） 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。
- （2） 宗教活動に利用する者でないこと。
- （3） 暴力団員又はその関係者でないこと。

2 正会員又は協力会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を会長に提出しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 別に定める退会届（以下「退会届」という。）を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は協力会員である団体が解散したとき。

（退会）

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第4章 役員等

（役員の種類及び定数）

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 40人以上60人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事に次の役職を設ける。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人以上3人以内
- (3) 代表理事 10人以内

（選任等）

第10条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び代表理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。

（職務）

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 代表理事は、会長及び副会長を補佐し、この規約の定め並びに総会、代表者会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

5 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

（任期等）

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬等）

第13条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、理事会の推薦を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(事業グループ)

第15条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。

2 正会員は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。

3 事業グループにグループリーダーを置き、理事であるグループ員の中からグループ員の互選によって定める。

4 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第16条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、会計及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、第23条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

（構成）

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第28条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第29条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

（招集）

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決）

第32条 理事会における議決事項は、第30条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第33条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

### 第7章 代表者会

（構成等）

第35条 代表者会は、会長、副会長、代表理事、事業グループリーダー、事務局長、会計及び事務局職員をもって構成する。

（権能）

第36条 代表者会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
  - (2) その他事業グループ間の調整を要する事項
- （会議）

第37条 代表者会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

2 代表者会は、会長が招集する。

3 代表者会の議長は、会長がこれに当たる。

4 代表者会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第8章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

（事業計画及び予算）

第39条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（予備費の設定及び使用）

第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設

けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、代表者会の議決を経なければならない。  
(予算の追加及び更正)

第41条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。  
(事業報告及び決算)

第42条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。  
(事業年度)

第43条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第44条 この規約は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第45条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

- 2 前項の規定により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。

## 第10章 雑則

(雑則)

第47条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかか

ならず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 4 協議会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

## 第3号議案 平成20年度高取まちづくり協議会事業計画（案）について

### 平成20年度 高取まちづくり協議会事業計画書（案）

#### 事業実施の方針

高取まちづくり協議会は、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取地区の人たちが互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、心ふれあう安全・安心なまちづくりを目指し、次の事業を計画実施する。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 防犯パトロール事業

【事業概要】 街頭犯罪、住宅侵入盗などの犯罪を未然に防ぐため、青色回転灯車両により児童の下校時と夜間に防犯パトロールを実施する。また、徒歩によるパトロールも実施する。

#### ① 青色回転灯車両による防犯パトロール

〔内 容〕 青色回転灯車両により児童の下校時と夜間に防犯パトロールを実施する。

〔日 時〕 週3回程度（1回2時間程度）

〔場 所〕 高取小学区全域

〔実施者〕 1回3人1組で実施（延べ200人程度）

〔実施主体〕 4町内会、高取小学校PTA、高取地区婦人会、高取地区いきいきクラブ、かるがも会、高取地区子ども会

#### ② 散歩パトロール

〔内 容〕 日々の散歩、犬の散歩の際に防犯ベスト等を着用し、防犯パトロールを実施する。

〔日 時〕 随時

〔場 所〕 高取小学区全域

〔実施者〕 散歩している方に依頼をしたり、町内会の回覧などにより協力者を募集する。（100名程度）

〔実施主体〕 4町内会

#### ③ 緊急パトロール

〔内 容〕 市内や高取小学校区で事件等が発生した際に、必要に応じて防犯パトロールを実施する。

〔日 時〕 必要の都度

〔場 所〕 高取小学区全域

- 〔実施者〕 1回3人1組で実施  
〔実施主体〕 4町内会、高取小学校PTA

#### ④ 徒歩パトロール

- 〔内 容〕 15（住護）の日に各町内を徒歩により、防犯パトロールを実施する。  
〔日 時〕 毎月15日（1回1時間程度）  
（15日が、土・日曜日の場合は、各町内会で実施日を決定する。）  
〔場 所〕 高取小学区全域  
〔実施者〕 1町内会につき1回5人程度（延べ120人程度）  
〔実施主体〕 4町内会

### （2）防災事業

【事業概要】 地域の防災力向上を目指し、まちづくり協議会が主体となった防災訓練を実施する。また、災害時要支援者情報を把握する。

#### ① まち協防災訓練

- 〔内 容〕 まちづくり協議会が主体となった防災訓練を実施する。  
・起震車体験訓練  
・AED（自動体外式除細動器）訓練  
・非常食の試食

- 〔日 時〕 11月上旬  
〔場 所〕 高取小学校  
〔参加者〕 高取地区住民  
〔実施主体〕 まちづくり協議会

#### ② 災害時要支援者の把握

- 〔内 容〕 災害時の救助活動を迅速に行うために、一人暮らし老人などの要支援者情報を把握する。  
〔日 時〕 秋頃  
〔場 所〕 高取小学校区全域  
〔実施主体〕 民生委員

### （3）あいさつ・声かけ事業

【事業概要】 高取小学校の児童や、高取幼稚園・高取保育園の園児の登校・登園する際の安全を確保するとともに、大きな声できちんとあいさつができるように活動をする。

#### ① あいさつ・声かけ実践

〔内 容〕 登校・登園時に、自宅の前でタスキ（あいさつをしましょうなどの標語入り）を着用して、あいさつ・声かけを実践する。

また、交通安全指導に合わせて、横断歩道・交差点・校門において、あいさつ・声かけを実践する。

##### ・自宅前でのあいさつ・声かけ

〔日 時〕 随時

〔場 所〕 自宅前など

〔実 施 者〕 町内会の回覧などにより協力者を募集する。

〔実施主体〕 4町内会

##### ・交通安全指導時のあいさつ・声かけ

〔日 時〕 交通安全指導日（10日・20日・30日）

〔場 所〕 指定の横断歩道・交差点など

〔実施主体〕 高取小学校PTA、高取幼稚園PTA、高取保育園保護者の会

#### （4）まちなか美化事業

【事業概要】 地域の方が快適に過ごせるように、まちなかの美化を進める。

##### ① ごみの分別収集の指導

〔内 容〕 エコハウスを活用して、ごみの分別勉強会を開催する。

〔日 時〕 11月

〔場 所〕 エコハウス

〔参 加 者〕 高取地区住民（町内会の回覧などにより参加者を募集する。）

〔実施主体〕 まちづくり協議会

##### ② 不法投棄禁止看板の設置

〔内 容〕 不法投棄やポイ捨ての多い道路や場所に不法投棄・ポイ捨て禁止を周知するための看板を設置する。

看板に「高取まちづくり協議会」と入れて、まち協のPRを兼ねる。

〔日 時〕 11月から

〔場 所〕 不法投棄、ポイ捨ての多い場所

〔実施主体〕 4町内会

## 第4号議案 平成20年度高取まちづくり協議会予算(案)について

### 平成20年度 高取まちづくり協議会予算書(案)

平成20年8月30日から平成21年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
I 収入の部		
1 補助金等収入		
1) 補助金収入	4,388,000	高浜市から地域内分権推進事業交付金として
2 雑収入		
1) 受取利息	1,000	預金利息
収入合計	4,389,000	

科 目	予算額	備 考
II 支出の部		
1 事業費		
1) 防犯パトロール事業		
青パトによる防犯パトロール事業	697,000	保険料、燃料費、従事者謝礼、防犯ベストなど
散歩パトロール事業	240,000	反射タスキ、防犯ベスト
緊急パトロール事業	76,000	点滅指示棒、参加者飲料代など
徒歩パトロール事業	70,000	参加者飲料代など
2) 防災事業		
防災訓練事業	640,000	備品購入費、消耗品
3) あいさつ、声かけ事業		
あいさつ、声かけ活動事業	811,000	反射タスキ、腕章、帽子など
4) まちなか美化事業		
ごみ分別収集指導事業	20,000	消耗品、食糧費
不法投棄禁止看板設置事業	145,000	従事団体謝礼、看板など
5) お知らせ事業		
広報紙「いなほ」発行事業	55,000	仕分け委託料、消耗品
2 管理費		
1) 謝礼	616,000	事務職員謝礼、従事団体謝礼
2) 会議費	94,000	理事会・代表者会等の会場使用料、お茶代
3) 先進地視察	200,000	バス借上料、高速道路代など
4) 旅費交通費	8,000	名古屋1,760円×4回
5) 消耗品費	127,000	コピー用紙、封筒など
6) 通信運搬費	216,000	電話料金、切手代
7) 手数料	124,000	コピー手数料、振込手数料など
8) 保険料	200,000	活動保険料
3 予備費	50,000	
支出合計	4,389,000	
当年度収支差額	0	

※ 科目間の流用は認める。

## 第5号議案 高取まちづくり協議会役員（案）について

### 高取まちづくり協議会役員（案）

（敬称略）

役職名	氏名	所属団体等
会長	平山 裕稔	論地町町内会 18年度会長
副会長	荒川 明人	本郷町町内会 18年度会長
副会長	神谷 俊夫	本郷町町内会 19年度会長
代表理事	兵藤 達彦	高取公民館 館長
代表理事	磯野 保夫	清水町町内会 19年度会長
代表理事	杉浦 邦彦	向山町町内会 20年度会長
代表理事	杉浦 正博	論地町町内会 19年度会長
代表理事	神谷 純一	高取小学校 校長
代表理事	長田 正雄	高取小学校PTA 20年度会長
代表理事	石川 晃子	高取地区子ども会 会長OB
代表理事	杉浦 万亀子	高取婦人会 20年度会長
代表理事	丹羽 保則	いきいきクラブ（向山親友会）19・20年度会長
代表理事	荒川 昭治	かるがも会 代表
監事	浅野 勝次	いきいきクラブ（清水会） 19年度会長

事務局	事務局長	神谷 文夫	向山町町内会 18年度会長
	会計	見澤 正弘	清水町町内会 18年度会長

役職	氏名	所属団体等
理事	深谷 洋定	清水町町内会 20年度会長
理事	鈴木 英男	清水町町内会 20年度副会長
理事	磯野 保夫	清水町町内会 19年度会長
理事	見澤 正弘	清水町町内会 18年度会長
理事	神谷 強	本郷町町内会 20年度会長
理事	大岡 和弘	本郷町町内会 20年度副会長
理事	神谷 俊夫	本郷町町内会 19年度会長
理事	荒川 明人	本郷町町内会 18年度会長
理事	杉浦 邦彦	向山町町内会 20年度会長
理事	神谷 修	向山町町内会 20年度副会長
理事	杉浦 悦夫	向山町町内会 19年度会長
理事	神谷 文夫	向山町町内会 18年度会長
理事	酒井 康満	論地町町内会 20年度会長
理事	平山 誠輝	論地町町内会 20年度副会長
理事	杉浦 正博	論地町町内会 19年度会長
理事	木本 丈彦	論地町町内会 19年度副会長
理事	平山 裕稔	論地町町内会 18年度会長
理事	兵藤 達彦	高取公民館 館長
理事	神谷 純一	高取小学校 校長
理事	野々山 知久	高取小学校 教頭
理事	長田 正雄	高取小学校PTA 20年度会長
理事	松野 盛高	高取小学校PTA 20年度副会長
理事	小高 国博	高取小学校PTA 19年度会長
理事	後藤 恵理	高取幼稚園PTA 20年度会長
理事	増田 幸子	高取幼稚園PTA 20年度副会長
理事	住屋 みゆき	高取保育園保護者の会 20年度会長
理事	今井 輝美	高取保育園保護者の会 20年度書記
理事	兵藤 奈美子	高取地区子ども会 20年度会長
理事	石川 晃子	高取地区子ども会 会長OB
理事	神谷 美知恵	子ども会(ひまわり) 20年度副会長
理事	小西 洋子	子ども会(ひまわり) 19年度会長
理事	太田 恵美	子ども会(ろんち) 20年度会長
理事	長谷川 直美	子ども会(ろんち) 19年度会長
理事	三浦 かおり	子ども会(なかよし) 20年度会長
理事	杉浦 映子	子ども会(なかよし) 19年度会長
理事	浅野 彩	子ども会(かえるクラブ) 20年度会長
理事	深谷 友美	子ども会(かえるクラブ) 19年度会長
理事	杉浦 万亀子	高取婦人会 20年度会長
理事	兵藤 碧	高取婦人会 20年度副会長
理事	角谷 とみ子	高取婦人会 19年度会長
理事	井尾 詩絵	高取婦人会 19年度副会長
理事	竹内 亨弘	いきいきクラブ(清水会) 20年度会長
理事	丹羽 保則	いきいきクラブ(向山親友会) 19・20年度会長
理事	兵藤 勲	いきいきクラブ(親和会) 19・20年度会長
理事	兵藤 範幸	いきいきクラブ(本郷白秋会) 20年度会長
理事	石川 あい子	民生委員OB・健康づくり推進委員
理事	荒川 昭治	かるがも会 代表
理事	深谷 清數	かるがも会 副代表
理事	中根 伸也	消防第4分団 20年度副分団長
理事	重田 和幸	消防第4分団 19年度分団長
理事	星野 芳徳	高浜中学校 校長
理事	島田 強	南中学校 校長
監事	浅野 勝次	いきいきクラブ(清水会) 19年度会長

事業グループ	グループリーダー 氏名	所属団体等
防犯・防災グループ	神谷俊夫	本郷町町内会 19年度会長
あいさつ・声かけグループ	小高国博	高取小学校PTA 19年度会長
まちなか美化グループ	荒川昭治	かるがも会 代表

顧問	高浜市議会議員	小野田 由紀子
	高浜市議会議員	佐野 勝 已
	高浜市議会議員	杉 浦 敏 和

## 高浜市民憲章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

1. スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
1. 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
1. 仕事に誇りをもち、豊かなまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよい社会をつくります。
1. きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。